2022年8月26日発行 FAX 枚数:全1枚

# 保険医協会FAX情報

発行:鳥取県保険医協会 No. 52 〒683-0853 米子市両三柳 877-1 電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## 新型コロナ疑い患者 検査当日(外来) の算定について

鳥取県では今まで、外来診療中にコロナ陽性が確定しても、発生届提出後でないと救急医療管理加算 1が算定できないとされておりました。しかしこのたび支払基金鳥取支部と鳥取県国保連に照会をし、 コロナ疑い患者がその診療内での検査で陽性が確定したケースについて、救急医療管理加算1の算定が でき、療養公費の扱いでよいとの回答を得ました。以下に概要を示します。

#### ●新型コロナ疑い患者 検査当日(外来)の算定チャート

協会へ問い合わせの多い、検査当日の診療中に陽性が確定したケースの公費負担の取扱いについてチャ ートでお示しします。公費①は新型コロナ検査、公費②は陽性者の自宅・宿泊療養に係る公費で、患者の 自己負担は発生しません。陽性確定後の行った新型コロナに係る治療の点数が公費②の対象です。

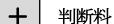
#### 診療

初・再診料 + 院内トリアージ実施料(300点) + ※ 二類感染症患者入院診療加算(250点)

※ 二類感染症患者入院診療加算は「診療・検査医療機関」である旨が県の HP で公表されている 医療機関に限り算定可。22年8月以降は新型コロナに係る初診の日に限り算定可。(9月末までの取扱い)

#### 検査

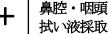
抗原 または PCR 検査



公費負担者番号 鳥取市:28311504

鳥取市以外:28310506

受給者番号: 9999996 (全国共通)



拭い液採取

(公費対象外)



診療時に陽性が確定

### 陽性患者の診療

・救急医療管理加算 1(950 点)

【15歳未満の場合は下記加算も算定可】

- · 乳幼児加算 (6 歳未満) 400 点
- · 小児加算 (6 歳以上 15 歳未満) 200 点

処方箋料など新型コロナに係る診療の点数

診療時に陰性または 診療後に検査結果 が判明(後日含む)

処方箋料などは公費対象外

公費負担者番号:28310605

受給者番号: 9999996 (全国共通)